

**新庁舎・ミニ区役所を見据えた窓口業務改革支援委託に係る  
審査委員会に関する要領**

(目的)

- 1 この要領は「新庁舎・ミニ区役所を見据えた窓口業務改革支援委託」に係るプロポーザルの実施にあたり、委託業者の選考審査を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

(委員会の設置)

- 2 前条の目的を達成するため、「新庁舎・ミニ区役所を見据えた窓口業務改革支援委託に関する審査委員会」(以下、「審査委員会」)を設置する。
  - (1) 審査委員会は、委員長および委員をもって組織する。
  - (2) 委員長には、生活振興部長をもって充て、委員には生活振興部地域振興課長、生活振興部区民課長、生活振興部住民情報課長、経営企画部 DX 推進課長の職位にある者をもって充てる。
  - (3) 委員長に事故があった時は、委員の互選により委員長代理を選出する。

(招集)

- 3 審査委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を審査委員会に出席させ、説明を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

- 5 委員長および委員は、審査委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 6 審査委員会の庶務は、生活振興部地域振興課庶務係において処理する。

(その他)

- 7 この要領に定めるものを除き、審査委員会の運営に関して必要な事項は、別途定める。

付則

この要領は、令和7年8月4日から施行する。